

草津市国民健康保険運営協議会 平成29年度第4回

日時 平成30年1月31日（水）午後1時30分～午後2時30分

場所 草津市役所 4階 行政委員会室

出席者

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員

喜田 久子委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 岡田 義博委員

岡山 茂子委員 棚橋 幸子委員

保険医・薬剤師代表：吉崎 健委員 問山 健太郎委員

梅影 泰光委員 大迫 翔平委員

被用者保険代表：西田 毅委員 小林 忠司委員

草川 渉委員

事務局

西健康福祉部長、杉江健康福祉部副部長

田中保険年金課長、永池納税課長

久泉介護保険課長、井上税務課長

太田地域保健課長、奥谷健康増進課参事

大西税務課専門員、紫田保険年金課副参事

部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の西でございます。委員の皆様方には、公私御多用のところ、御出席を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。本来ですと、市長が出席をさせていただきます、皆様に御挨拶申し上げるところでございますが、本日は、他の公務のため、出席することができませんので、代わりまして一言御挨拶を申し上げます。さて、平成30年度からは、国民健康保険の財政運営が都道府県へ移行されることに向けまして、本市といたしまして、制度改革がスムーズに移行できるよう準備を進めているところでございます。前回の運営協議会では、県が示しました納付金の算定内容や準備積立金のあり方についてご審議いただきました。前回ご審議いただきました内容を踏まえ、平成30年度の国民健康保険事業の運営につきまして、皆様に御報告させていただきますが、今後も本市の国民健康保健事業が健全に運営できますよう、御意見を賜りたいと考えております。限られた時間でございますが、委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただくよう、お願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

審議事項

(1) 草津市国民健康保険運営協議会会長・副会長の選任について

(2) 平成30年度草津市国民健康保険事業の運営について

○国民健康保険の状況について

平成30年度の被保険者数は前年度より若干減少して24,462人を見込んでおり、被保険者数の傾向として、一般被保険者は増加傾向ですが、退職被保険者は、減少すると見込んでいます。

世帯数については、15,524世帯となっており、前年度と比較して減少しています。

介護保険第2号被保険者については、6,839人となっており、前年度と比較して減少しています。

○保険給付費の推移

平成30年度は、全体で、82億4,463万5千円で、前年比97.06%で、減少を見込んでいます。

医療の高度化等により増加要因がありますが、被保険者数の動向と連動して減少し、医療費の伸びが鈍化していますので、今後、医療費の動向を注視する必要があります。

○保健事業費の推移

保健事業費は、1億2,466万6千円で減少の見込みです。

保健事業普及費は、2,399万5千円で、わずかに増加見込みです。

特定健康診査等事業費は、1億67万1千円で減少見込みです。

○国民健康保険税率の推移

賦課区分ごとの収支状況に応じて、年度ごとに国民健康保険税の税率の見直しを行っております。また、課税限度額は、国の税制改正の大綱による地方税法等の改正に基づいて見直しを行っております。

○国民健康保険特別会計の決算状況

平成29年度につきましては、平成28年度から6億2,497万7千円を繰越し、5億3,907万6千円を基金として積み立てる見込みです。

準備積立金の状況につきましては、平成29年度末保有額は、6億6,230万4千円という状況です。

○国における制度改正について

- ・国民健康保険税の課税限度額の見直し

被用者保険や国民健康保険など、保険者間の公平性を確保する観点から、被用者保険加入者の標準報酬月額最高額の割合に近づけるため、医療保険分の国民健康保険税限度額を現行の54万円から58万円に見直します。

- ・国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、消費者物価等の経済動向を踏まえ、5割及び2割軽減基準額が見直します。

2割軽減：基礎控除額(33万円)+49万円→基礎控除額(33万円)+50万円

5割軽減：基礎控除額(33万円)+27万円→基礎控除額(33万円)+27万5千円

7割軽減：改正なし

- ・高額療養費制度の見直し

70歳以上の者の高額療養費の算定基準額について、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、基準額の引き上げなどの見直しがされます。

平成30年8月から現役並み所得区分について細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限額を引き上げられます。

○国民健康保険の財政運営について

現行税率での財政収支見込みについては、国の財政支援等や基金を取り崩しながら、最終的には平成30年度末の準備積立金保有額は、4億1,254万2千円の見込みを立てております。

準備積立金の基本的な考え方については、平成30年度の国保改革に伴い、県に財政安定化基金が創設、国の財政支援が拡充されるなど財政リスクが分散・軽減されるため、国保改革までの間、低所得者や中間所得者層に配慮し、準備積立金の財源を使いながら、被保険者の負担軽減を図り、国保運営の安定化に努めることとしています。

平成30年度以降の準備積立金の考え方につきましては、国保制度改革による保険料の急激な上昇を避けて被保険者の負担軽減を図るため、準備積立金の財源を使いながら、国保運営の安定化に努めます。

厚生労働省通知「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成にあたっての留意事項について」では、市町村で独自の基金を保有する場合、その積立金は、決算剰余金を生じた場合において、地方財政法第7条の規定による地方債の償還財産に充当すべきものを控除した額の範囲内において、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとのことです。

○平成30年度以降の税率改正の基本的な考え方

- ・賦課区分毎の収支の均衡を図る。
- ・応能割合と応益割合を、国の標準割合である50対50を基本とし算定する。
- ・滋賀県が示す納付金額等を参考に、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の必要額を確保すること。

質疑等

Q：税率改正の方向性として医療分は据え置きで、後期分と介護分は見直し、基金を活用していくとの説明があったが、被保険者の急激な負担の増加は問題があると思う。医療分については少しずつ上げていくべきではないか。今後の基金についての考え方もあるが、後期分と介護分で減額する分は、医療分で保険料を上げるべきではないか。

A：後期分と介護分で減額する分は、医療分で保険料を上げるべきではないとの御意見ですが、介護分については、介護分がある世帯とない世帯がありますので、それも合わせて上げるというのは難しいと考えています。また、後期分を下げた分を医療分で上げる場合、シミュレーションしました結果、医療分を100円上げるかどうかという試算となりました。内部で議論いたしました。調整は行わないこととなりました。今後の引き上げの検討については、県からの納付金等の算定数値が揃っていないことから、数値が出そろった段階で、将来にわたり税率と基金のあり方を毎年度見直したいと考えております。

Q：特定健診の事業費の見込みが減少しているのはなぜか。

A：第二期のデータヘルス計画を今年度策定し、平成30年度から平成35年度までの取り組みとしていますが、平成30年度の特定健診受診率の目標値が40%に対して、第二期特定健診等実施計画で定める平成29年度の目標値が60%ということで、予算の差が生じているものです。

Q：事務局から基金の説明がありましたが、国民健康保険の都道府県化で県に納付金を納めるにあたって不足する場合は、財政安定化基金から貸付をする制度があると思うが、利子や償還期間はどうか。貸付制度を優先して利用すべきではないか。

A：政安定化基金が創設され、医療費の増加などにより財政的に厳しい場合は、基金からの貸付を受けることができます。無利子で償還期間は3年となっていますが、その償還は3年間で行い、納付金で償還することになります。基金がない場合は、基金を受けざるを得ないこととなりますが、保険料を引き上げることになります。そうならないためにも標準保険料率を目標値として見据えながら保険料率を決定し、基金を活用しながら、被保険者の負担軽減を図りたいと考えています。

Q：平成29年度で139億円、平成30年度で118億円となるが、保険給付費と納付金を計上しているのに増えるはずだが、そのようになっていない。この仕組みはどのようなものか。

A：次回の協議会で詳しく説明させていただきますが、医療費がどれくらいかかるかを見て、国の財源や市の納付金を見ていくこととなります。今回、医療費は県が示した数値を置いておきまして、今まで国から入ってきた国の負担金などが県の方に移ることになります。また、後期高齢者支援金や介護納付金などもなくなるため、結果として、県に入る財源が大きくなることから、市の方では20億円ほど減ることになります。

Q：このあたりは予算の項目が出ないとわからないか。

A：今まであった後期高齢者支援金や介護納付金、共同事業の制度なども変わりますので、トータルで市では20億円ほど減ることになります。